

2026年 5月20日

「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

住所 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館

団体名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県町村教育長協議会

千葉県PTA連絡協議会

千葉県小学校長会

千葉県中学校長会

千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会

千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会

千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会

千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

千葉県退職校長会

千葉県公立学校事務長会

千葉県公立高等学校事務職員会

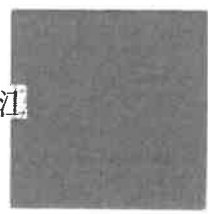
千葉県高等学校PTA連合会

千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会

千葉県教職員組合

会長 船橋 紀美江



習志野市議会議長

相原 和幸 様



## 【陳情事項】

2027年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

## 【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2027年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- ・子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- ・安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
- ・多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
- ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

2026年5月20日

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

住所 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館

団体名 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会

千葉県市町村教育委員会連絡協議会

千葉県都市教育長協議会

千葉県町村教育長協議会

千葉県PTA連絡協議会

千葉県小学校長会

千葉県中学校長会

千葉県公立学校教頭会

千葉県養護教諭会

千葉県学校事務研究協議会

千葉県学校栄養士会

千葉県高等学校長協会

千葉県特別支援学校長会

千葉県高等学校教頭・副校長協会

千葉県特別支援学校副校長・教頭会

千葉県退職校長会

千葉県公立学校事務長会

千葉県公立高等学校事務職員会

千葉県高等学校PTA連合会

千葉県退職教職員の会

千葉県退職女性教職員の会

千葉県教職員組合

会長 船橋 紀美江

習志野市議会議長

相原 和幸 様



## 【陳情事項】

2027年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

## 【陳情理由】

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

2026年5月28日

習志野市議会 議長 相原 和幸 様

陳情者

〒275-0016

習志野市津田沼7-8-10-107

TEL: [REDACTED]

全日本年金者組合習志野支部

支部長 鈴木 次男

〒275-0001

習志野市東習志野4-9-31

TEL: [REDACTED]

社会保障推進習志野市議会

会長 市川 素子

## 菊田公民館に昇降手段を早急に整備する

### ことを求める陳情書

#### 【陳情趣旨】

私たちは菊田公民館利用者たちと協力し、「菊田公民館にエレベーター設置を求める会」をつくり2020年（令和2年）に宮本市長宛に「高齢者にやさしい公民館にするために菊田公民館にエレベーターの設置を求める」要望書を提出し、同年12月18日付で返書をいただきました。

「建物の構造上困難」「既存建物の耐震指標が基準を下回っていることから、耐震補強工事を実施する必要がある」といった理由から、大規模な改修を伴うエレベーターの設置は予定していないとの回答があり、今日に至っています。

市の公共事業再生計画で、菊田公民館は2032年に廃止されるとされていますが、まだ利用期間が残されています。公民館の利用者も年々歳を重ね、年ごとに講堂のある3階への階段の上り下りが大変厳しくなっています。膝の痛みから公民館の利用を断念する市民まで生じています。

習志野市は、2026（令和8）年4月より、目指すべき将来都市像を「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」とした新たな基本構想をスタートさせました。この実現に向けた基本理念として「誰もが心身ともに快適に移動できるやさしいまちづくり」が継承されており、高齢者や障がいのある人等が利用する施設間の移動や施設利用等に関するバリアフリー環境の整備が掲げられています。

しかしながら、市内で初めて設立され、市民に長く親しまれてきた菊田公民館においては、この理念に基づく環境整備が十分とは言えない状況にあります。本陳情は、市の「習志野市バリアフリー基本構想」の理念を菊田公民館においても実現し、高齢者や身体の不自由な方が安全かつ快適に施設を利用できるよう、昇降手段の確保を求めるものです。

既存の公共施設であっても、「いつまでも住み続けたい「まち」」を達成するために、可能な限りのバリアフリー化を図ることが求められています。

昇降手段はエレベーターに限定されるものではありません。いす式階段昇降機や階段補助手すり

収 8.5.28 受  
第 1-4 号

など、大規模な構造変更を伴わずに導入できる機器も存在します。

私たちの調べでは、埼玉県さいたま市での公民館やコミュニティセンター、教会、デイサービス施設などで階段式昇降機などが採用されている事例もあります。

これは①高齢者利用が多い②エレベーター新設より圧倒的に安価（70～200万円程度）③建物の大規模改修が不要④工期が短いなどの利点があります。

ぜひ習志野市でも様々な手段を検討いただき、昇降手段の確保をお願いいたします。

#### 【陳情項目】

1. 習志野市の「バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や身体の不自由な方が菊田公民館の3階講堂等を円滑に利用できるよう、エレベーター、もしくははす式階段昇降機等の代替機器による昇降手段を早急に整備すること。

令和8年5月28日

習志野市議会議長  
相原 和幸様

水島光徳  
千葉県習志野市藤崎 3-10-6

務方 直行  
習志野市藤崎台 4-7-7

東京都新宿区等で顕在化した事例を踏まえ、庁舎内における政党機関紙の勧誘行為に関する実態把握と適切な対応を求める陳情

<陳情理由>

近年、全国の地方自治体庁舎内において、地方議員による政党機関紙の勧誘・配達・集金等が行われている実態について、社会的関心が高まっています。

特に東京都新宿区では、令和7年に実施された管理職アンケートにおいて、区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答した職員が多数にのぼり、その中には「心理的な圧力を感じた」「断りづらかったため購読した」とする回答も確認されました。これを受け、新宿区では、庁舎内での勧誘や集金を行わないよう区議会に要請する対応が取られています。

また、全国各地においても、庁舎内における勧誘行為の実態調査や、庁舎管理規則に基づく運用確認等を求める陳情・請願が採択され、調査や対応が行われている自治体が広がっています。

千葉県内においても、複数の自治体で職員アンケート等が実施され、「断りづらい」「心理的な圧力を感じた」といった回答が確認されています。その結果を踏まえ、一部自治体では、庁舎内における勧誘行為を行わないことを確認する対応が取られています。

現在では、政党機関紙についても電子版等による個人購読が可能となっており、職員が庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性については、改めて検討が求められる状況となっています。

なお、本陳情は、特定政党の政治活動や思想信条そのものを制限しようとするものではありません。政党機関紙の発行・購読は、憲法上保障された思想・信条の自由及び政治活動の自由のもとで行われるべきものであり、職員個人が自らの意思に基づいて購読することまで否定するものではありません。



一方で、庁舎は市民全体のための公共施設であり、行政運営における政治的中立性への配慮とともに、職員が心理的な負担を感じることなく安心して勤務できる環境づくりが求められています。

そのため、本陳情は、庁舎内における勧誘行為の実態把握及び庁舎管理上の適切な運用確認を求めるものであります。

また、庁舎管理規則においては、庁舎内での営業行為や勧誘行為を原則禁止としている自治体が多く、地方議員による政党機関紙の勧誘についても、同様に適切な運用確認が求められるものと考えます。

これまで、「職員から具体的な相談がない」という理由から実態把握が行われてこなかった自治体もありますが、各地のアンケート調査では、実際には職員が心理的負担を感じていた事例が明らかになっています。

つきましては、貴自治体においても、職員が安心して勤務できる環境整備の観点から、庁舎内における政党機関紙勧誘の実態把握と適切な対応について検討いただきたく、下記の事項について陳情いたします。

#### <陳情項目>

1. 庁舎内において、地方議員による政党機関紙の勧誘行為により、職員が心理的な負担や圧力を感じている実態がないかについて、職員に配慮した形で調査・確認を行うよう行政に求めてください。
2. 調査の結果、職員に心理的負担や圧力が生じている実態が確認された場合には、庁舎管理規則の趣旨を踏まえ、職員が安心して勤務できる環境整備に向けた適切な対応を検討するよう求めてください。

第2号様式（第12条第2項）

市庁舎使用（立入）（許可・不許可）決定通知書

習志野市指令契検第19号  
令和3年5月25日

様

総務部長 斉藤 勝



令和2年12月16日付けで申請のあった市庁舎使用申請について、習志野市庁舎管理規則第12条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決 定 許 可 ・ 不 許 可

2 許 可 の 条 件 ・ 不 許 可 の 理 由

本市では、市職員が個人的に行う政党機関紙の購読等を福利厚生として捉えていないため。

以上

契 検 第 1 0 号  
令和 3 年 5 月 6 日

各所属長 様

副市長 諏訪 晴信

市職員以外の執務室内への立ち入り制限等について（通達）

このことについて、法令順守及び個人情報保護の観点から、下記の事項を所属長が順守するとともに職員に周知してください。

なお、政党新聞の配布等については、令和 2 年 1 2 月定例会において、「習志野市庁舎管理規則第 1 1 条の確実な履行と政党新聞販売の正しい取扱いを求める陳情」が採択されたことから特に留意してください。

記

1. 市職員以外の執務室への立ち入りについて

市職員以外の執務室への立ち入りは、庁舎管理規則第 7 条及び個人情報保護の観点から認められていません。

市職員以外の者の執務室への立ち入りを認める場合には必ず身分を確認し、職務上の秘密が漏洩しないよう必要な措置を講じた上で、必要最低限の対応としてください。

2. 新聞・政党新聞の配達先等について

市職員が新聞・政党新聞を購読する場合及び既に購読している場合、配達先及び集金等については執務室以外、執務時間外を指定するようにしてください。

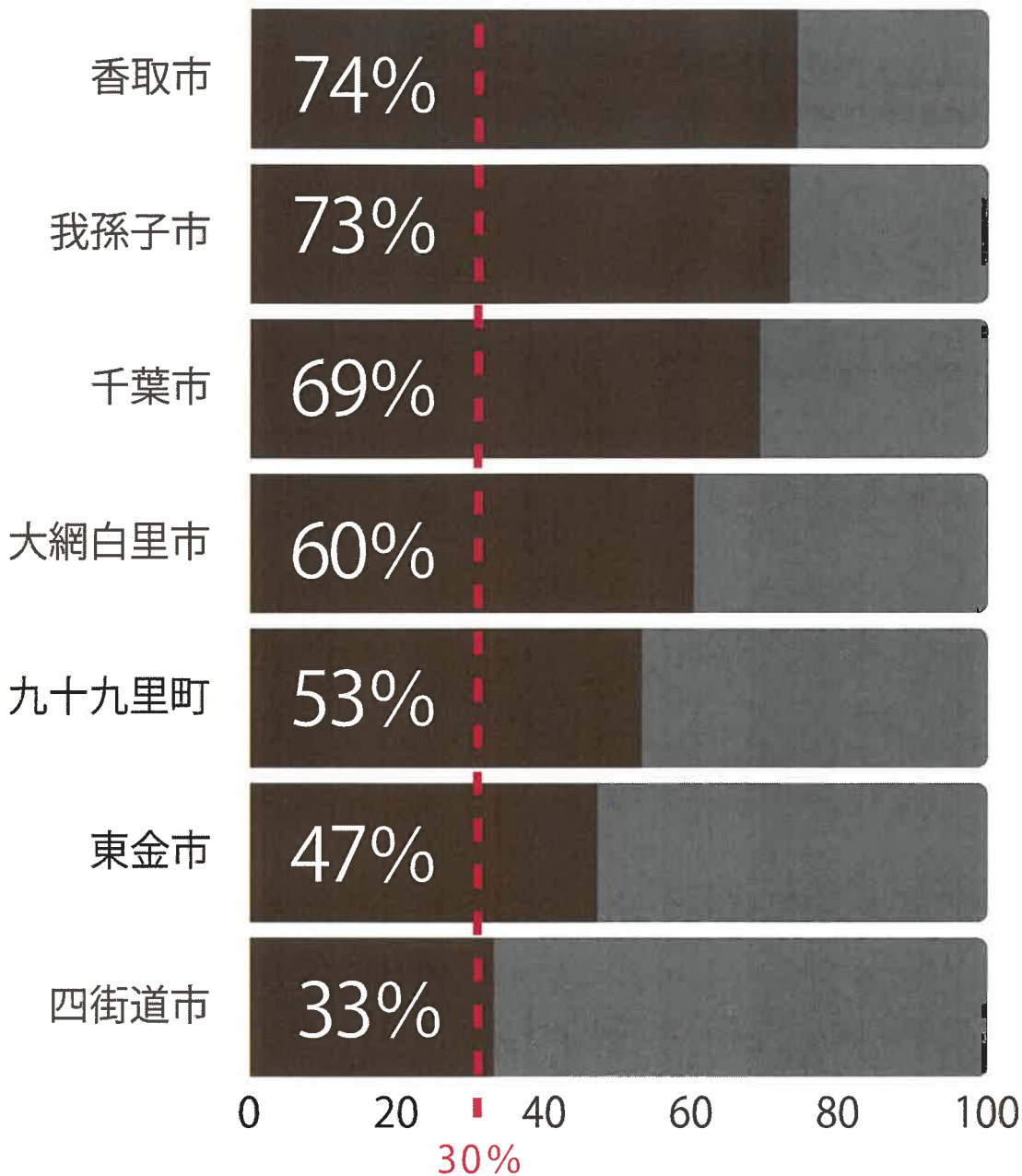
3. その他物品の受け渡し等について

市職員が個人的に購入した物品の受け渡し等は、執務室以外、執務時間外で行うよう徹底してください。（各所属長が指定した場所での昼食等の受け渡しを除く。）

以上

# 政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、千葉県内だけで7つの自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、すべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。行政は住民陳情・請願の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。

※昨年、香取市・我孫子市・千葉市・大網白里市・九十九里町・東金市・四街道市で行われた情報公開アンケート結果をまとめたもの

# 下水汚泥などから肥料<sup>の</sup>を生産を検討することを求める陳情

## 陳情主旨

日本の食料自給率は多くの方がご存じでしょうが、38%です。50年前は75%でしたので現在は半減しており、先進国では最下位であり更にこの自給率よりも問題なのは、自給率は当然ですが輸入している「化学肥料」なのです。何故なら、世界的に化学肥料の需要が増えており価格の上昇が確実視される状況になっているのです。更に日本の円が安くなり、さらに価格の上昇が見込まれており、生産者は化学肥料・農薬の高騰や資源の減少は、深刻な問題となっていることを極めて重要視しているのです。

そこで、提案なのですが、近年徐々に増えてきております「し尿など」からの肥料の生産を提案させていただき市に対しまして陳情させていただきます。

し尿からの肥料の生産は江戸時代当初から始まり、商品として流通していたことは多くの方がご存じだと思います。言葉は悪いですが、原料は今迄海や河川に捨てられるように処理に金をかけて廃棄していたことを考えれば、大変有効な手段であると思いますし、他の都道府県では肥料の販売で利益を出しているところもあると聞いております。

仮にも大きな利益がなくても、円安や輸入価格高騰で値上げの影響を受けないのですから、十分検討に値するものと考えます。

以上の理由により、下記の項目について陳情します。

## 陳情項目

1. 生産工場建設を6ヶ月以内で検討すること。
2. 生産工場は3年以内を目途に計画すること。
3. この工場の経営を市または民間で行う、共同で行う、かを決定後工場建設を開始すること。

令和8年5月29日

住所 習志野市香澄1-5-3-208号  
 氏名 高橋 政敏  
 電話番号 [REDACTED]

習志野市議会議員

相原 和幸 様 へ

